

## 沖縄県国民健康保険運営方針骨子（案）

現時点での検討状況等を踏まえ、記載したものであり、今後の検討で修正もあり得る。



## 沖縄県国民健康保険運営方針 骨子(案) 目次

第1章 基本事項	.....
1 目的	.....
2 根拠規定	.....
3 対象期間	.....
第2章 県内の国保保険者、被保険者等の状況	.....
1 沖縄県の人口、市町村数、被保険者数及び世帯数	.....
2 被保険者の年齢構成及び職業	.....
3 1人当たり課税標準額	.....
4 世帯の所得階級別分布	.....
第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	.....
1 医療費の動向と将来の見通し	.....
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等	.....
3 財政安定化基金の運用	.....
第4章 標準的な保険税(料)及び納付金の算定方法	.....
1 保険税(料)の現状	.....
2 保険税(料)水準の統一について	.....
3 標準的な保険税(料)算定方式	.....
4 標準的な収納率	.....
5 納付金の算定方法	.....
6 激変緩和措置	.....
第5章 保険税(料)の徴収の適正な実施	.....
1 現状	.....
2 収納対策	.....

第6章 保険給付の適正な実施	.....
1 保険給付の実施状況	.....
2 レセプト点検の充実強化に資する取組み	.....
3 療養費の支給の適正化に資する取組み	.....
4 第三者求償や過誤調整等の取組強化に資する取組み	.....
5 高額療養費の多数回該当の取扱い	.....
6 県による保険給付の点検、事後調整	.....
第7章 医療費の適正化の取組み	.....
1 現状	.....
2 医療費適正化に向けた取組み	.....
3 医療費適正化計画との関係	.....
第8章 事務の広域的及び効率的な運営の推進	.....
1 事務の標準化に向けた取組の検討	.....
2 市町村が担う事務の共同実施に向けた取組み	.....
第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携	.....
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携について	.....
2 他計画との整合性	.....
第10章 施策の実施のための体制	.....
1 関係機関相互間の連携会議	.....

# 沖縄県国民健康保険運営方針骨子（案）

現時点での検討状況等を踏まえ、記載したものであり、今後の検討で修正もあり得る。

## 第1章 基本事項

### 1 目的

平成30年度から、県と市町村がともに国保の運営を担うこととなり、県は国保の財政運営の主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営について中心的な役割を担う。一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中で、国保の資格管理、保険給付、保険税（料）率の決定、賦課・徴収、及び保健事業等、引き続き、地域におけるきめ細かな役割を担う。

また、県が保険者になるにあたり、市町村が担う保険者事務の効率化、標準化、広域化を推進するため、県内の統一的な運営方針「沖縄県国民健康保険運営方針」を定め、沖縄県国民健康保険の安定化を目指す。

### 2 根拠規定

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条及び同法第4条による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2（平成30年4月1日施行）。

### 3 対象期間

この方針の対象期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とする。

なお、期間中であっても、国の社会保障制度改革等にあわせた必要な見直しを行うこととする。見直しを行う際は、市町村等関係機関と協議を行い、沖縄県国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議・答申を経たうえで見直しを行うこととする。

## 第2章 県内の国保保険者、被保険者等の状況

- 1 沖縄県の人口、市町村数、被保険者数及び世帯数
- 2 被保険者の年齢構成及び職業
- 3 1人当たり課税標準額
- 4 世帯の所得階級別分布

## 第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

### 1 医療費の動向と将来の見通し

沖縄県の国民健康保険における医療費の動向について記載。

#### (1) 1人当たり医療費

沖縄県全体及び市町村別、1人当たり医療費と5歳ごとの年齢階層別1人当たり医療費の比較。

#### (2) 医療費の地域差指数

沖縄県全体及び市町村別の年齢構成の差異を調整した後の医療費指数。

#### (3) 医療の提供状況（医療機関等の数、病床数等）

（二次医療圏別等）地域別の医療の提供状況と一人当たり医療費（指数）との相関。

#### (4) 診療種別医療費や疾病分類別医療費の特徴

（二次医療圏別、市町村別等）地域別の診療種別医療費、疾病分類別医療費の特徴。

#### (5) 高医療費の状況

特別な事情を除く、医療費指数1.14を超える市町村の状況。

#### (6) 医療費推計等、将来の見通し

将来の人口推計に基づく、被保険者数の推計、一人当たり医療費の実績や伸び率を踏まえた推計を検討する。

### 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等

#### (1) 市町村国保の財政運営状況

過去5カ年の財政運営状況を記載。

#### (2) 赤字の定義

現在、国において、進められている範囲を踏まえて、定義化。

#### (3) 赤字解消・削減計画

赤字解消・削減の取組、目標年次に係る県全体の方向性を定める。

### 3 財政安定化基金の運用

基金使用の対象の基本的な考え方、ルールを記載。

## 第4章 標準的な保険税（料）及び納付金の算定方法

### 1 保険税（料）の現状

算定方式、応能割と応益割の割合、賦課割合、一人当たりの調定額等。

### 2 保険税（料）水準の統一について

県内の医療費水準に格差があることから、平成30年度直ぐには、保険税（料）水準の統一は行わず、3年ごとに検討を行う。

### 3 標準的な保険税（料）算定方式

- (1) 市町村の現状や全国の動向等を踏まえ、標準的な保険税（料）算定方式は、3方式とする
- (2) 応益割と応能割の割合を定める

### 4 標準的な収納率

標準的な収納率は、収納率目標とは異なり、市町村標準保険税（料）率を算定するに当たっての基礎となるため、市町村の収納率の実態を踏まえた、実現可能な水準で設定する必要があることから、原則、各市町村の過去5カ年の平均値で、かつ市町村ごとに設定する。

### 5 納付金の算定方法

算定方式は3方式とし、市町村ごとの納付金の算定に医療費水準 $\alpha$ 、所得水準 $\beta$ をどのように反映させるかなどについて記載。

### 6 激変緩和措置

国保の財政運営の仕組みが変わることに伴い、一部の市町村において、被保険者の保険税（料）負担が上昇する可能性があることから、被保険者の保険税（料）負担が急激に増加することを回避するための措置を記載。

- (1) 市町村毎の納付金の額を決定する際の配慮（ $\alpha$ の設定、 $\beta$ 及び $\beta'$ の活用等）
- (2) 都道府県繰入金（第2号）による配慮
- (3) 特例基金による配慮

## 第5章 保険税（料）の徴収の適正な実施

### 1 現状

#### （1）保険税（料）収納率（現年度・過年度）の推移

過去5年の推移と市町村毎の状況の差が分かるデータを記載予定。

#### （2）収納対策の実施状況

収納対策の取組状況（口座振替率や短期証・資格証明書の交付状況、滞納処分の実施状況等）に関するデータを記載。

### 2 収納対策

#### （1）収納率目標

標準的な収納率とは別に、各市町村における収納率を向上させる観点から、収納率目標を設定する。収納率目標を設定するに当たり、標準的な収納率や市町村の収納率の実態を踏まえつつ、保険者規模別に設定する。

#### （2）収納不足についての要因分析

収納率が低く、収納不足が生じている市町村は、（滞納状況、口座振替率、人員体制等の）要因分析を行い、必要な対策について整理し、収納対策向上に取り組むこととする。

#### （3）収納対策強化に資する取組

各市町村における収納率目標の達成のため、地域の実情を把握の上、収納率向上に積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、収納対策の強化に資する取組を定める。



## 第6章 保険給付の適正な実施

### 1 保険給付の実施状況

市町村における診療報酬明細書（レセプト）点検の実施状況等。

### 2 レセプト点検の充実強化に資する取組み

- (1) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施
- (2) 研修会の充実等の取組み
- (3) その他、レセプト点検の充実強化に資する取組み

### 3 療養費の支給の適正化に資する取組み

- (1) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施
- (2) 療養費の支給に関する事務の標準化

### 4 第三者求償や過誤調整等の取組強化に資する取組み

- (1) 損害保険団体との覚書に基づく取組強化
- (2) 研修会の充実や、先進事例の導入に向けた調査・推進の取組み
- (3) 第三者求償の促進に資する広報活動を実施
- (4) 保険者間の過誤調整の普及・促進に資する取組み

### 5 高額療養費の多数回該当の取扱い

- (1) 世帯の継続性に係る判定基準の統一化の検討
- (2) 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組みの標準化の検討

### 6 県による保険給付の点検、事後調整

費用対効果や国の検討状況を踏まえ、県の役割につき、検討する。

## 第7章 医療費の適正化の取組み

### 1 現状

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況
- (2) 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
- (3) 適正受診、適正服薬を促す取組の実施状況
- (4) 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
- (5) その他、保険者努力支援制度において定められる指標等の実施状況

### 2 医療費適正化に向けた取組み

県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組等を定める。

### 3 医療費適正化計画との関係

医療費適正化計画は、健康増進計画や医療計画等と施策の連携が図られていることから、医療費適正化計画に定められた取組内容と整合を図り、取組を推進する。

## 第8章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

### 1 事務の標準化に向けた取組の検討

被保険者証・高齢受給者証・特定健診受診券の標準様式等。

### 2 市町村が担う事務の共同実施に向けた取組み

- (1) 市町村担当職員を対象とした研修会の実施
- (2) 国保広報共同事業の実施
- (3) その他、市町村が担う事務の共同実施の促進

## 第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携

### 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携について

### 2 他計画との整合性

県が策定する関係計画との整合を踏まえ、記載。

## 第10章 施策の実施のための体制

### 1 関係機関相互間の連携会議

本運営方針に基づき、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、県、市町村及び国民健康保険団体連合会等、関係機関相互の連携及び協力が重要である。そのため、適切な役割分担のもと、運営方針の施策の実施について協議を行うための連携会議を開催することとする。